

番 号 : 160870
 国 名 : マリ
 担当部署 : セネガル事務所
 案件名 : マリ国農業政策アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 農業政策アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年1月上旬から2017年3月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.5M/M、現地 1.3M/M、合計 1.8M/M
- (3) 業務日数 :

| | | |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 第1年次 | 5日 | 39日 |
| | | 5日 |

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 11月24日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年12月7日(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 24点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 6点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 28点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 12点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 14点
- (計100点)

| | |
|----------|--------------|
| 類似業務 | 農業・農村開発に係る業務 |
| 対象国／類似地域 | マリ／全途上国 |

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

マリでは、2015年6月、国際社会の調停を通じ、「アルジェ包括的和平協議にかかる和平・和解合意」が署名され、同国における国家再建に一定の方向性が示されたことで、2012年以降継続していた国家分断の危機から一応の脱出を果たした。和平・和解合意の履行はマリ国家再建の根幹である一方、7カ国と国境を接するマリの地理条件を踏まえると、サヘル地域全体の平和と安定にとっても重要であり、引き続き国際社会の後押しが不可欠である。

同国の産業構造は、天候や国際価格に左右され易い農業および鉱業が中心であり、産業の多角化も進んでいないことから、経済基盤は極めて脆弱である。所得水準は危機以前から長期に亘り停滞しており、貧困率は45%（2013）に上る。また国家行政が十分に機能しておらず、基礎的社会サービスの供給も限定的なため、人間開発指数は、188カ国中179位に留まっている（2015）。また、3.1%と高い人口増加率により、今後、基礎的社会サービスの需要に拍車がかかることが予想される。

マリにおいては、同国が有するサヘル地域全体への影響も踏まえ、過激主義の浸透を防ぎうる強靱な国家の再建が課題であり、特に人口の約8割が従事し、同国の主要産業として開発ポテンシャルの高い農業分野への支援が期待されている。マリは、ニジェール川と肥沃な土地に恵まれ、膨大なポテンシャルを有している。マリ政府は、優先課題として、農村開発と食料安全保障を優先取組事項の一つに掲げている。同国が中・長期的に持続的成長を達成するためには、主要産業である農業の強化が、雇用創出、食料安全保障の観点からも重要であり、我が国は2010年から同国農村開発省に農業政策アドバイザーを派遣していたが、2012年より治安上の問題から派遣が中断されていた。今般、我が国は、農業分野における情報収集・分析、CARDイニシアチブのフォロー、新規案件の発掘・形成を目的に、本案件を再開する。

7. 業務の内容

専門家は、カウンターパート機関である農村開発省に常駐し、マリの農業開発について同省及び各関係省庁、マリ農村開発ドナーグループ等との連絡・調整・情報収集・協議等を行うとともに、マリの農業・農村開発セクターの調査等を通じて、日本側への協力方針の策定、新規案件の発掘・形成支援を行う。また、マリは日本が支援するサブサハラアフリカにおけるコメ増産を目指すCARDイニシアチブの対象国であることから、同国におけるCARDイニシアチブの実施状況の把握、分析、今後に向けた提言を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2017年1月上旬）

ア 既存資料をもとに、マリにおける農業・農村開発セクター（政策、農村開発省の組織体制、制度、関係機関、該当セクター（食料安全保障・アグロビジネス・環境・その他関連分野を含む）の動向）の概況を把握する。

イ マリにおける我が国実施済案件及び各ドナーの協力案件に係る情報収集を行う。

ウ マリにおける稲作開発及びCARDイニシアチブ推進に係る情報収集を行う。

エ ワークプラン（和文・仏文）を作成する。

オ ワークプランをJICA農村開発部へ提出する。

(2) 現地派遣期間（2017年1月中旬～2017年2月下旬）

- ア 現地業務開始時に、ワークプランを JICA セネガル事務所及びマリ農村開発省へ提出し、業務計画の説明を行い、合意を得る。
- イ 農村開発省及び関係機関の組織体制、業務所掌を把握し、取り纏める。
- ウ 特に、農業セクターにおける稲作の位置づけ、稲作分野の各種政策、実施体制(公社等含め)、マリ経済に対するインパクト、裨益対象地域・対象者を確認する。灌漑稲作については、灌漑施設(ハード)、栽培技術(ソフト)の両面について、現状及び課題を取り纏める。また、灌漑稲作分野を支援するドナーの協力状況についても、詳細に取り纏める。
- エ 農村開発省及び関係機関との会合、農村開発・食料安全保障ドナー会合や各ドナーへの個別ヒアリング等を通じて、農業・農村開発セクターの支援状況に関する情報収集を行う。また、我が国の農業・農村開発セクターの協力事業と他ドナーの協力案件との積極的な連携を検討する。特に灌漑稲作分野及び園芸作物のバリューチェーン分野については詳細を確認する。
- オ 農村開発省及び関係機関の CARD 担当との協議、並びに在セネガル CARD コンサルタントからの聞き取り等により、稲作政策との整合性に留意しつつ、CARD イニシアチブ実施状況の把握、分析、今後の展開への提言を行う。
- カ 我が国が 1980 年代に無償資金協力により整備したバギンダ灌漑スキームに対する支援の可能性について、カウンターパート機関等とバマコ市内で協議の上、検討する(サイト踏査なし)。検討に際しては、セネガルで実施中の「セネガル川流域灌漑稲作生産性向上プロジェクト(PAPRIZII)」及び 2017 年度開始予定の「小規模園芸農家能力強化プロジェクト(SHEP)」との有機的な連携の可能性を検討するため、セネガルでも調査し、専門家や実施機関との協議を行う。結果を受け、我が国のバギンダ灌漑スキームに対する支援方針を提案する。
- キ アからカの結果を踏まえ、農業・農村開発セクターで今後集中して取り組む優先課題の抽出とプログラム案について JICA セネガル事務所に提案する。
- ク 現地派遣期間の業務結果を取りまとめ、現地業務結果報告書(和文・仏文)を作成の上、JICA セネガル事務所、農村開発省及び在マリ日本国大使館あて提出・報告する。業務完了報告書には、上記の業務を通じて収集作成した資料、レポート、報告書等を添付する。

(3) 帰国後整理期間(2017年2月下旬)

- ア 専門家業務完了報告書(和文)を JICA セネガル事務所あて提出し、現地派遣期間における業務結果を報告する。
- イ JICA 農村開発部、アフリカ部、セネガル事務所に対し、帰国報告会を開催する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は専門家業務完了報告書とする。成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。

(1) ワークプラン

仏文4部(農村開発省2部、JICAセネガル事務所1部、JICA農村開発部1部)

和文2部(JICAセネガル事務所1部、JICA農村開発部1部)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

(2) 現地業務結果報告書

派遣終了時

仏文4部(農村開発省2部、JICAセネガル事務所1部、JICA農村開発部1部)

和文2部(JICAセネガル事務所1部、JICA農村開発部1部)

(3) 専門家業務完了報告書

仏文4部(農村開発省2部、JICAセネガル事務所1部、JICA農村開発部1部)

和文2部(JICAセネガル事務所1部、JICA農村開発部1部)

専門家業務完了報告書には以下を盛り込み、JICAへの最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ① 農村開発省及び関係機関の組織体制・業務所掌
- ② 農業セクターにおける現状と課題、ドナーの支援内容

- ③ 農業セクターにおける稲作の位置づけ、稲作政策、実施体制、課題、ドナーの支援内容(特に灌漑稲作について、施設(ハード)及び技術(ソフト)の両面にかかる詳細を取り纏める)
- ④ CARDイニシアチブの実施状況、課題、今後の展望
- ⑤ バギンダ灌漑スキームにおける支援方針の提案(セネガルで実施中のJICA農業案件との連携可能性含む)
- ⑥ 農業セクターにおける今後の協力案

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇒パリ⇒バマコ⇒パリ⇒日本を標準とします。
- (2) 一般業務費の上限加算
本件業務は、臨時会計役を委嘱することのできるJICA拠点が存在しないマリでの業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。
車両関連費(通勤を除く業務用)：600千円
特殊備人費(英仏通訳)：1,200千円
通信・運搬費(インターネット・携帯電話通信費)：10千円
資料等作成費(成果品作成費、翻訳料)：600千円

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は以下を予定していますが、ある程度の調整は可能です。
2017年1月中旬～2017年2月下旬

②現地での業務体制

農村開発省技術顧問として業務を行います。農村開発省では次官が本件業務のC/Pとなります。農村開発省に常駐の上、必要に応じ出張・外勤を行い、JICA、農村開発省、ドナー、関係機関との連絡・調整を行います。本業務では、現地派遣期間中にセネガルへの出張1回を予定しています。日常業務は仏語となりますが、必要に応じ、英仏通訳の備上が可能です。

③便宜供与内容

JICAセネガル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配(全派遣期間)

なし

ウ) 車両借上げ(全派遣期間)

なし

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ(省庁へのアポイント等)

JICAセネガル事務所が到着時C/P機関との協議についてのみ、スケジュールをアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

農村開発省の執務スペース提供

(2) 参考資料

① 配布資料

以下の配布資料をPDFにて配布しますので、JICAセネガル事務所代表アドレス（JICA SENEGAL <sn_oso_rep@jica.go.jp>）まで、メールにて連絡願います。

ア) 前任のマリ農業政策アドバイザーによる報告書

イ) SHEP関連マニュアル

ウ) セネガル川流域灌漑稲作生産性向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書

② 公開資料

マリにて過去に実施した関連無償資金協力報告書及びセネガルにて実施した技術協力プロジェクトの報告書は、JICA図書館にて閲覧・複写が可能。

URLおよび対象案件は以下のとおり。

ア) マリ共和国バギンダ地区農業開発計画実施二次調査報告書主報告書

http://open_jicareport.jica.go.jp/807/807/807_519_10296952.html

イ) マリ共和国バギンダ地区農業開発計画補完調査事前調査報告書

http://open_jicareport.jica.go.jp/807/807/807_519_10296945.html

ウ) マリ共和国バギンダ地区農業開発計画実施補完調査報告書 主報告書

http://open_jicareport.jica.go.jp/807/807/807_519_10296937.html

エ) マリ共和国バギンダ地区農業開発計画ステージII基本設計調査報告書

http://open_jicareport.jica.go.jp/807/807/807_519_10694560.html

オ) セネガル川流域灌漑地区生産性向上プロジェクト事業完了報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000015939.html>

カ) セネガル川流域灌漑地区生産性向上プロジェクト終了時評価報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027804.html>

(3) プレゼンテーションの実施

本案件ではプレゼンテーションは予定していません。

(4) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地の治安状況については、JICAセネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、滞在先、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に業務従事予定者を登録してください。

③パリにおけるトランジット時の宿泊先等に関しては現時点では一部制限される場合もあるため、渡航前にJICAセネガル事務所まで確認ください。

④本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上